

ボーヴォワールの視点からの 『資本論』再検討 (2)

青 柳 和 身

- I. 課 題
- II. 方 法 …… (以上第 35 巻第 4 号)
- III. 「本源的蓄積」論および
「蓄積過程」論の再検討 …… (以上本号)

III. 「本源的蓄積」論および 「蓄積過程」論の再検討

1. 問題の所在：前資本主義的所有と人口再生産

マルクスは『資本論』執筆の直前に本源的蓄積の包括的内容として次のような規定を与えている。

「この〔資本質労働〕関係が本源的に現われるための諸条件、言い換えればその生成の歴史的諸前提として現われてくる諸条件は、一瞥するだけでも二面的な性格を示す。——すなわち、一面では、生きた労働の、この関係よりも低次の諸形態の解体であり、他面では、直接的生産者にとっての、この関係よりも恵まれた諸関係の解体、である」(①, []内引用者)。

「一方では、奴隷制および農奴制の解体。他方では、生産手段が直接に直接的生産者——彼の労働が主として使用価値（農業）に向けられていよう

と交換価値（都市の労働）に向けられていようと——の所有として現存している形態の解体。最後に、共同体組織——ここではこの自然生的共同体組織の器官としての労働者が同時に彼の生産手段の所有者または占有者として措定されている——の形態の解体」（②）¹⁾。

引用文①は1858-1859年執筆の『経済学批判要綱』の再録の一部であり、引用文②はこの再録の末尾に①に接続して付け加えられたものである。②は本源的蓄積が前資本主義的所有の三基本形態（原始共同体、奴隸制、農奴制）の解体であること、奴隸制および農奴制的所有形態の解体は奴隸主的所有・農奴主的所有の解体と直接生産者の生産手段所有の解体との「二面的な性格」を示すことが指摘されている。②は①の段階ではなお未成立であった奴隸制・農奴制の一般的基礎としての「小経営生産様式」の認識＝概念の成立を前提した①の規定の具体化であり、①の『要綱』段階の認識から②の『資本論』段階の認識へと発展した歴史認識の総括となっている。この指摘はこの時点における人類史的諸時代の生産様式にかんする歴史認識の総括を意味するだけではなく、資本主義的生産様式と同時存在する諸生産様式の世界史的解体という本源的蓄積の最も包括的な内容規定となっている。

中村哲『奴隸制・農奴制の理論——マルクス・エンゲルスの歴史理論の再構成——』（東京大学出版会、1977年）は、①に示されている『要綱』段階から②に示されている『資本論』段階へと発展したマルクスの歴史認識を基礎として、原始社会とアジアについての歴史認識を深めた晩年のマルクスとエンゲルスの歴史認識の到達点を把握しつつ、前資本主義的所有にかんする歴史理論が首尾一貫した論理によって再構成されている²⁾。この著作およびそれを前提したその後の歴史理論の展開を基礎として、現行『資本論』の論理次元の抽象性、とくに限定IIIに制約された「本源的蓄積」論が本源的蓄積の総体的過程の把握にとっていかなる限界があるか、いかなる問題が再検討の具体的課題として提起されるかについて検討しよう。

『再構成』では、マルクスとエンゲルスの歴史認識の総合的把握として、

以下のように理論的に総括されている。

前資本主義的生産様式では、副次的生産様式を除けば、直接生産者と生産手段の結合が前資本主義的所有に共通する基本的特質である。直接生産者と生産手段の結合形態は、原始共同体においては生産手段の共同所有であり、奴隸制・農奴制の下では小経営生産様式における生産手段の私的占有である。小経営生産様式は、家父長制家族の成立を画期とする原始共同体末期の氏族共同体解体と農耕共同体成立期に形成され、奴隸制・農奴制の下での基本的経営形態として発展しつつ存在したものである。奴隸制における小経営生産様式は、奴隸主自身が小経営者である家父長制的奴隸制か奴隸が小経営者である土地占有奴隸制が基本的形態であり、この二形態が支配的生産様式として存在しうる奴隸制の基本的形態である。なぜなら古典古代や近代植民地に存在した奴隸制大経営の場合、奴隸労働力の内部的再生産が不可能であって、労働力人口の不断の外部調達に依存した非自立的経営形態であり、副次的生産様式としてしか存在できなかつたからである³⁾。

小経営生産様式は、直接生産者家長が自己の家族、および家父長制的奴隸制の場合少数の奴隸とともに、他人の指揮・監督を受けずに独立労働を行っている経営形態である。独立労働という労働過程の特質から、経営主による生産手段の占有、および生産物の直接的取得による生活手段所有が成立しており、これがこの経営形態の共通の特質となっている⁴⁾。経営主が奴隸の場合(土地占有奴隸制)でも、この点は共通している⁵⁾。この特質は、生産手段から分離され、他人の指揮・監督下で労働を行い、その結果生活手段の直接的取得=所有条件を喪失して、賃金によって生活手段を購入する賃労働者および奴隸主から生活手段給付を受ける奴隸労働者(家父長制的奴隸制または奴隸制大経営の下での奴隸)との本質的相違点である⁶⁾。

原始共同体は、家父長制にもとづく小経営生産様式が未成立な母系制的な氏族共同体とそれが成立した家父長制的農耕共同体との二段階にわけられる。氏族共同体段階では、征服等による共同体間搾取関係としての貢納制が

成立したとしても、被支配氏族の解体による剰余労働の個別強制という内部的支配が不可能であり、被支配共同体の外部的支配にとどまる。このような大首長支配による貢納制は階級国家形成以前の原始共同体における副次的関係としてしか存在しない⁷⁾。それにたいし農耕共同体の段階で早熟的に国家が形成された場合、支配者による直接生産者の剰余労働の個別強制が家父長制の小経営生産様式の成立によって可能となり、土地占有奴隷制の国家的形態としての国家的奴隷制が成立する⁸⁾。

『再構成』では、マルクスとエンゲルスの歴史認識がおよそ以上のように総括され、前資本主義的階級社会（奴隷制・農奴制）における支配的生産様式に共通する基礎的形態として家父長制にもとづく小経営生産様式が位置づけられている。この経営形態は剰余労働の個別強制と労働力人口再生産との両者の条件を共に実現することが可能な唯一の形態であり、前資本主義的階級関係の持続的再生産を可能にする唯一の形態であったことが明示されている。この結論は、当面の検討課題にとって最重要な問題を含んでおり、この問題にかかわる歴史的研究を前提して若干の補足的検討を行おう。問題の焦点は奴隷制大経営と大首長制＝貢納制が副次的関係としてしか成立しない歴史現実的根拠である。

マリア・ミースは、近代の奴隷制にかんする最新の研究にもとづいて、近代植民地奴隷制について次のように概括している。

カリブ海地域の奴隷制の場合、17世紀半ばから18世紀初頭までの時期の数人の奴隷を有する小自作土地保有者による農場経営の段階では、奴隷人口の再生産は可能であった。しかしそれ以後の段階、とくに大規模砂糖生産による奴隷制プランテーションの下で剰余労働搾取が強化された段階では、奴隷主による女奴隷の妊娠・出産の迫害だけではなく、女奴隷自身による薬草利用中絶や間引き（嬰兒殺し）を手段とした「出産ストライキ」によって奴隷人口の出生率は極端に低下し、この「出産ストライキ」は19世紀半ばまで続いた⁹⁾。

ここには家父長制的奴隷制(小経営生産様式)と奴隷制大経営(プランテーション経営)との質的相違と、後者の場合の剰余労働の個別強制と労働力人口再生産との矛盾関係が明示されており、女奴隷または女性労働者の「出産ストライキ」による次世代再生産労働(育児労働と再生産費用必要労働部分)負担の回避が剰余労働強化による長時間労働にたいする自然発生的対抗手段となることが明示されている¹⁰⁾。

19世紀アメリカ合衆国の南部奴隷制の場合、奴隷貿易が禁止され(1808年)、奴隷を国内的に再生産した例外的奴隷制であった¹¹⁾。しかし奴隷制プランテーションの中で事実上の家族が形成されると、奴隷(父親)による子供への労働強制を含む家族的労働単位が形成され、世襲的奴隷制として「何らかの財産所有の可能性」や「土地や生産物に対して家族が一定の発言権をうる傾向」が生まれ、それが奴隷解放以後プランテーションを分割する傾向をもたらした¹²⁾。奴隷解放以後の家族単位の労働にもとづくシェアロッパー制度の成立は家父長制を強化し、小作契約権と収入管理権は家長に独占され、所有財産の大半も男性が独占した¹³⁾。

19世紀の合衆国南部奴隷制に進行した事態は、土地占有奴隷制の要素を含む家父長制的小経営生産様式の形成による奴隷制大経営の解体過程である。この過程は、大農場主による剰余労働の個別強制と労働力人口再生産との両条件実現の追求が、結局、家父長制的小経営生産様式の形成に帰結することを示している。

サーリンズは、未開社会の人類学的研究を総括しつつ、大首長制にもとづく貢納制について検討し、大首長制=貢納制による支配が階級と国家の形成に至りえない状況を次のように示している¹⁴⁾。

大首長制支配が最高度に発展したハワイの場合でも、大首長制の歴史は、最高首長支配権の発展と支配領域拡大による集権化運動と、その反作用としての最高首長の側近(近親者)と服属首長の叛逆による最高首長の暴力的交代を通じた分権化運動との反復運動の歴史であった。この反復運動は、大首

長制に共通した特徴であり、労働力の「過少使用」(労働時間制限)と土地資源の「過少利用」(人口制限=分散居住)とを社会構成原理としている未開社会では、貢納賦課には道徳的限界があったこと、支配領域拡大による支配費用増大は貢納増加を上まわり、それが最高首長氏族への重圧となる構造であったことが大首長制=貢納制の固有の限界を与えていたためである。このことは貢納が貢納者の同意による贈与としての本質的性格を失っていないことを意味している。最高首長支配力集中の基礎は住民の集中化とそれによる剰余労働強化であるが、住民は「遠心的分散」居住を生活原理としており¹⁵⁾、それが最高首長の権力集中にたいする基礎的対抗要因となっていた。

サーリンズは、女性が生産手段占有権を共同所有の一環として保持している未開氏族社会と女性がそれを剝奪されて家父長制的小経営生産様式が成立した社会とを、明確に区別していないため、階級と国家の成立の障害となる究極的条件が分析的には明示されていない。しかしその叙述を総合すれば、女性の生産手段占有権が保障されている状況の下では、女性の生殖(出産)行為の自律性にたいする大首長の介入手段が欠如しており、人口制限を前提する氏族的分散居住原理を解体し、剰余労働と次世代再生産労働との両者を含む長時間労働の個別強制が可能な労働力人口の稠密状態を創出する手段が欠如していたことが、究極的条件として提示されていると言える¹⁶⁾。

以上の歴史的研究の検討によっても、家父長制的小経営生産様式が剰余労働の個別強制と労働力人口再生産との両条件を実現する唯一の形態であったことが確認される。それと同時に、生殖的両性関係視点から見れば、家父長制的小経営生産様式自体にも「二面的な性格」が内在されていることが明らかになる。一面では小経営生産様式は直接生産者による生産手段占有とそれを前提した世帯(household 家保有)形成を保障し、これが安定的な労働力人口再生産を保障する条件となっている。他面では、家父長制的生产手段占有は女性からの生産手段占有の剝奪を前提しており、これが次世代再生産労働と剰余労働との両者を含む長時間労働負担を前提した上での生殖(出産)行

為を女性に強制するための手段となっている。この場合、自己の生産手段占有を基礎とし、それを維持再生産するための家父長による家族労働の指揮も「二面的な性格」をもっている。一面では次世代成員を含む家族人口再生産を自己と家族の労働によって実現する性格をもつと同時に、他面では剰余労働の実現および剰余労働を担う次世代労働力人口再生産の実現としては支配階級利害の代理執行としての性格をもっている。

直接生産者家長の生産手段の私的占有すなわち家父長制的生産手段占有はそれ自体「二面的な性格」を内包しており、この所有形態が剰余労働の個別強制と労働力人口再生産の両条件の実現が可能な唯一の形態であって、剰余労働を含む長時間労働負担と稠密な労働力人口を再生産するための生殖(出産)行為との両者を女性に強制することが可能な唯一の形態であったと言える。これは奴隷制・農奴制的生産様式を労働視点と生殖視点の両側面から総合的に把握した場合の結論である。

この結論から次の問題が派生する。前資本主義社会において、たとえ生産手段から分離され、人格的隷属からも解放された労働者が個別的に形成されたとしても、それ自体は資本主義的生産様式を形成する基礎的要因とはならないという問題である。マルクスもこの問題に注目しており¹⁷⁾、この労働者の存在形態として「用役給付 (Dienstleistung)」関係の検討を行っている¹⁸⁾。『再構成』ではこの問題は十分に検討されていないが、その後の研究では用役給付がマルクス歴史理論の重要な一環として位置づけられている¹⁹⁾。ここでの考察の最後にこの問題についての補足的検討を行おう。この問題には前資本主義的所有の歴史的な性格の把握とそれを前提した資本主義的生産様式の総体認識にとって見逃すことができない問題が含まれているからである。

用役給付は、リチャード・ジョーンズの分類による「労働財源」(労働者の収入=生活手段)の取得形態別三部類の労働者、すなわち非雇用労働者 un hired labourer (小経営者)、有給使用人 paid dependents、および雇用労働者 hired workman (賃労働者)のうち、有給使用人の基本的労働形態である²⁰⁾。用役

給付関係は使用価値交換関係の一形態として、使用価値生産労働と貨幣（生活手段）との交換関係であり、貨幣は収入からの支出として単純流通の手段にすぎず、価値増殖としての資本と賃労働との関係とは本質的に区別される関係である。この関係は前資本主義にも資本主義にも共通して存在する副次的関係であって、日傭取り（雑役）労働者、放浪職人、娼婦、奉公人、従者、兵卒、役人、医者、弁護士、学者等の「不生産的階級」を含み、「人口の増加や……偶発事によって個人が零落し、自己維持のための労働の客体的条件を喪失した結果として、分業等々の結果として」²¹⁾、生産手段との結合を前提する小経営的世帯から分離され、同時に奴隷制・農奴制からも分離した労働者によって形成される関係である。この関係においては「こうした自由な労働者たちが増加し、この関係が増大しつつあるところでは、旧来の生産様式……が解体しつつあるのであり、ほんとうの賃労働のための諸要素が醸成されつつあるのである」が、「しかしまた、こうした自由な雇い人は……姿を現わしてはまたふたたび消えていくこともある」²²⁾という特質があり、この関係の拡大も縮小も主としてこの関係の外部要因に依存している。

以上の特質を前提すれば、前資本主義社会における用役給付労働者は、一部の上層階層を除けば、その大部分が世帯を形成しない単身労働者男女と見てよい。この階層は、小経営的家族労働からは過剰な非相続人男女労働者として、または小経営の個別的解体の結果形成された男女労働者として、小経営生産様式から不断に分出されると同時に、人口再生産を行わない単身労働者男女として消滅していく階層である。この階層の存在形態は、出自世帯自体は小経営として生産手段と結合しているが、労働者個人が生産手段から個別的に分離された形態であって、人口再生産単位としての世帯全体の生産手段からの分離には至りえない部分的分離形態である²³⁾。これが用役給付関係が前資本主義社会で副次的関係としてしか存在しえない究極的条件である。

前資本主義社会における用役給付関係の副次的関係としての多様な存在は次のことを如実に示している。すなわち直接生産者男性の生産手段からの分

離は女性に生殖行為を保障・強制する家父長制的世帯の構成手段の喪失を意味すること、したがって家父長制的生産手段占有を本質的契機として内包する前資本主義的所有関係の解体すなわち本源的蓄積は、人口再生産＝生殖の新たな独自契機を本質的契機として内包せずには実現されえないということである。

剰余労働の個別強制を実現しつつ同時に稠密な労働人口再生産をも強制しうる資本主義の人口再生産＝生殖の新たな独自契機とはいかなるものか、この契機を内包した資本主義的生産様式のジェンダー（両性関係）的特質はいかなるものか。この問題は、人口再生産＝生殖視点を内包したマルクスの歴史認識²⁴⁾を全体として総合的に再構成し、人口再生産視点を有する歴史研究を前提して、資本主義的生産様式を労働視点と生殖視点との両側面から総合的に把握しようとした場合、必然的に提起される問題である。

人口再生産の問題は、『再構成』が批判している諸論考の歴史理論の場合²⁵⁾、事実上不問にされている問題である。諸論考ではマルクスの歴史認識の解釈の際に人口再生産視点からの吟味が欠落しているが、これが『再構成』との相違をもたらした決定的条件となっている。これは諸論考が、人口再生産＝生殖の問題を「土台」の考察対象外とした「20世紀マルクス主義」の思考枠組みに事実上制約されて、マルクスの歴史認識を解釈＝再構成した結果であると言える。

人口再生産の問題は現行『資本論』の「本源的蓄積」論では検討対象から除外されているが、これは現行『資本論』（第1部）の論理次元に制約されて、「人口」や「賃労働」などの人口再生産にかかわる検討項目が考察対象外にされたからにすぎない²⁶⁾。本源的蓄積の総体的過程の把握のためには資本主義の人口再生産＝生殖の新たな独自契機とはいかなるものかという問題視点からの検討が不可欠である。次節以降では性・生殖様式と人口再生産についての前近代と近代との比較検討を通じて「本源的蓄積」論の再検討を行おう。

〔注〕

- 1) ①および② マルクス『資本論草稿集』⑨、大月書店、1994年、599-600ページ。
- 2) この著作（以下『再構成』と略記）が直接批判の対象としている以下の諸論考は、『資本論』の論理次元の抽象性＝限定性の理解とマルクスの歴史認識発展との総合的把握の点で問題点を含んでいる。林直道（『史的唯物論と所有理論』大月書店、1974年）、芝原拓自（『所有と生産様式の歴史理論』青木書店、1972年）、福富正実（『共同体論争と所有の原理』未来社、1970年）、熊野聰（『共同体と国家の歴史理論』青木書店、1976年）、塩沢君夫（『アジアの生産様式論』御茶の水書房、1970年）、望月清司（『マルクス歴史理論の研究』岩波書店、1973年）。なお望月の著作はマルクスの歴史理論の核心として奴隷制・農奴制の一般的基礎としての小経営生産様式を明示した点で意義があるが、大塚史学的（「市民社会」論的）歴史理論解釈として、マルクスの言う「二面的な性格」が段階論的に分離して理解されている点（貨幣地代段階＝「市民社会」説：「論理＝歴史」説）で根本的問題がある。
- 3) 『再構成』、60-61、109-113ページ。マルクスは奴隷制大経営（協業）は古代や近代植民地において「まばらに」しか存在しないものとして、また外部からの労働力調達に依存するものとしてその特質を捉えている。『資本論』I、306、438ページ、同II、591ページ。なお古代奴隷制大経営にかんし、ウェーバーも共通した認識を示している。ウェーバー前掲『古代社会経済史』、10-13、424-433、492-500ページ。
- 4) 『再構成』、41-59、81-89ページ。
- 5) 土地占有奴隷制と農奴制における小経営生産様式の相違は、前者が労働過程（独立労働）としての生産手段占有にすぎないのになら、後者は生産手段の事実上の所有権が下級所有権として社会慣習的に成立していることである。『再構成』、86-87、178-180ページ。
- 6) 『再構成』、48ページ。
- 7) 同、151-157、215-216、249-253ページ。モーガンの著作の検討によって国家形成（民事裁判権の掌握が基礎）の理論が明確化したマルクスとエンゲルスは大首長支配による貢納制を前階級の関係として把握している。『全集』補巻第4巻、369、393、401、413、416ページ（前階級の大首長と階級の君主とを明確に区別するモーガンの所説の正当性評価としてマルクスの評注〔416ページ〕参照）、『全集』第21巻、97、108、109-110ページ、L.H.モルガン『古代社会』（上）、岩波書店、1961年、203、270、290、331、336-337ページ参照。
- 8) 『再構成』、131-138ページ。
- 9) マリア・ミース『国際分業と女性』日本評論社、1997年、135-138ページ。
- 10) 20世紀初頭のオランダ領スマトラのプランテーションの「日雇い労働者」女性

は男性労働者への性的奉仕や家事労働も行ったが、「売春婦」的役割として家族は構成せず、出産は抑制された。19世紀末20世紀初頭のドイツ領南西アフリカのドイツ人農場で働く現地人(ヘレロ人)女性は事実上の「出産ストライキ」を続け、現地人人口は激減した(ミース前掲書, 143-150ページ)。これらの事実は性・生殖的契機を捨象して労働力「再生産」の問題を考察する「経済学」的思考への根本的批判となる事実である。

- 11) 岡田泰男他編『概説アメリカ経済史』有斐閣, 1983年, 96ページ。
- 12) 上杉忍『公民権運動への道』岩波書店, 1998年, 43ページ。
- 13) 同, 51-58ページ。
- 14) 以下マーシャル・サーリンズ『石器時代の経済学』法政大学出版局, 1984年, 56-83, 150-174ページ。サーリンズ記述の「親族制 kinship」は「氏族 gens」の意味を含んでおり、「氏族」概念で概括する。Sahlins, M., *Stone Age Economics*, New York, 1972, pp.130-148.
- 15) これは未開氏族社会の共通特質である。アメリカ・インディアン部族は広大な領域を占有した上に、部族間に広い中立地帯を介在させて居住していた。『全集』第21巻, 94ページ, モルガン前掲書(上), 156-158ページ。
- 16) 剰余労働の長時間化が次世代再生産労働短縮=次世代労働力人口減少に帰結する可能性を孕んでいることが、未開社会の構造的特質であり、貢納拡大の直接的制約条件である。
- 17) 「生産手段を喪失すること自体は自由な人民大衆にとって資本主義的生産様式を生み出しはしない……ということがここで明らかであるとするならば……散在的に自由な賃労働者を形成しうる諸事情や諸事件は、なおさら資本主義的生産様式を生み出しはしないのである。」『資本論草稿集』⑨, 744ページ。
- 18) 同①, 324-325ページ, 同②, 107-115ページ, 『全集』第26III巻, 535-560ページ。
- 19) 中村哲『近代世界史像の再構成』青木書店, 1991年, 255-257ページ, 『マルクス・カテゴリー辞典』青木書店, 1998年, 232-233ページ, 中村哲編著『『経済学批判要綱』における歴史と論理』青木書店, 2001年, 28-31ページ。以下はこれらの論考と注17)と18)の内容を基礎に検討する。
- 20) 『全集』第26III巻, 558-559ページ, リチャード・ジョーンズ『政治経済学講義』日本評論社, 1951年, 91-92ページ。ジョーンズを高く評価するマルクスはこの三分類を承認している。
- 21) 『資本論草稿集』②, 107ページ。
- 22) 同, 115ページ。
- 23) 直接生産者と生産手段との分離にかんして、「この切断の極端な形態……は資本

の形態である」という誤解を招きがちなマルクスの文は、ジョーンズの三部類が前提されており、その直後の用役給付関係（部分的分離）との対比としての特徴づけである（『全集』第26III巻，547-548ページ）。この文への誤解は用役給付の意義が十分認識されていないためである。なおこの誤解（林前掲書，福富前掲書）にたいする『再構成』（8-14ページ）の批判は正当だが、「部分的分離」の解釈は不適切である。

- 24) たとえば『資本論草稿集』②，140ページ参照。
- 25) 注2)引用の諸文献。
- 26) IIの注17)参照。現行『資本論』第1部24章の直接生産者と生産手段の「分離」を検討基準とした論理は，第1部の論理次元にも制約されたものである。『再構成』，5-7ページ参照。

2. 前近代的性・生殖様式と人口再生産： 「本源的蓄積」論の再検討（1）

第2節の課題は、「本源的蓄積」論の再検討の一環として，性・生殖様式（セクシュアリティ）の近代化の歴史的前提としての前近代的性・生殖様式と人口再生産を検討することである。検討対象としては近代への早期的移行が開始された西欧と，19世紀から20世紀初頭に近代化が進行したロシアと日本とを対象とする。近代化の遅れたロシアと日本は前近代的性・生殖様式と人口再生産の自律性とその近代的变化の自律的特質を西欧と比較検討するための良好な史料が豊富であるからである¹⁾。

本節および次節で「前近代」と「近代」とを時代区分概念として使用する理由は，資本主義社会の内部において存在している小経営を含め，社会体制の特質を分析する際にこの区分が有効であるからである²⁾。

前近代的性・生殖様式としてまず両性の性行動の特質を検討しよう。

近代と比較した前近代的性行動の決定的特質は，非排他的＝開放的性習俗が特定の社会的様式として存在し，公認されていたことである。

セミヨーノフは，非日常的時間としての性解放祭（orgy）の習俗が，未開社会に普遍的に存在するばかりではなく，古代，中世にも存在し，フラン

ス、イタリア、ドイツ、スイスでは16世紀あるいは17世紀まで民衆的祭として存続していたこと、ロシアでは「最近まで行なわれていた」ことを指摘して、エリザロフ修道院長パンフィロのプスコフ市長宛ての祭行事禁止要請親書(1505年)の次のような一節を引用している。

「洗礼者聖ヨアンナの誕生祭が到来するや、その聖なる夜は町中がひっくり返らんばかりの大騒ぎ。……太鼓と歌声がひとしきり高まり、弦の高音が響きわたると、年増も娘も手拍子合わせて踊りはじめ、眼くばせを交わし、彼女たちの口からは怨念のこもったかけ声や号泣がほとぼしり、猥雑な唄が流れ、体は前後左右ゆらゆら、駈けだしたかと思うと、にわかに足踏みするなど、酔払い絵図さながら。旦那衆や未成年の男の子たちはどうかというと、これがまた女どもに劣らずのぼせあがっており、全くの放心状態。ただ淫乱な目だけは荒れ狂う年増女や娘たちの後を追い、夫ある女たちと不義を犯すばかりでなく、処女の操も汚すのだ³⁾。

イギリスにも同種の性解放祭があった。1583年出版の清教徒著述家フィリップ・スタップスの著作には次の記述がある。

「五月、聖霊降臨祭その他の時期に、若者、乙女、老人、人妻、すべての者たちが一晩じゅう林や山を遊び歩き、そこで楽しく打ちそろって夜を明かす。……極めてまじめで信用できる人の確かな報告によれば(また直接聞いたところによれば)森林で夜明かしをする40人、60人あるいは100人にもものぼる乙女たちのうち、元のままの清い身体で戻って来るのは、せいぜい3分の1くらいなものだろうという⁴⁾。

日本にも同種の性解放祭が古代から明治初期頃まで存在していた。宮本常一は明治初期の性解放祭についての談話(インフォーマント:河内地方高向村滝畑左近熊太)を次のように採録している。

「このあたりには1年に1度だけすきなことをしてよい日があった。同じ南河内郡磯城村の上の太子の会式である。……ここに旧4月22日に会式があつて、この夜は男女ともに誰と寝てもよかつた。そこでこの近辺の人

は太子の一夜ぼぼといってずいぶんたくさんの人が出かけた。寺のまえに高い灯籠をたて、参詣した人たちは堂のまえにつどうて、音頭をとり石搗みみたいなことをした。……そのぞめきの中で男は女の肩へ手をかける。女は男の手をにぎる。すきと思うものに手をかけて、相手がふりはなさねばそれで約束はできたことになる。女の子はみなきれいに着かぎっていた。そして男と手をとると、そのあたりの山の中へは行って、そこでねた⁵⁾。

安田徳太郎は、明治期に衰退したが、それまで日本各地に存在していた性解放祭を古代の歌垣^{かがい}の伝統の継承であるとして、筑波山の春の歌垣についての万葉集の次の歌を引用している。

「鶯の住む 筑波の山の 裳^も羽^は服^{きつ}津^つの その津の上に ^{あとも}率^すひて をとめをとこの 往^ゆき集^{つど}ひ かがふかがひに 他^{ひと}妻^{つま}に われも交^{まじ}らむ わが妻に 他^{ひと}も言^{こと}問^とへ この山を ^{うしは}領^{りやう}く神^{かみ}の 昔^{むかし}より 禁^{いさ}めぬ行^わ事^ぎぞ 今日のみは めぐしもな見^{こと}そ 言^{こと}も答^{こた}むな^な」⁶⁾。

前近代の西欧、ロシア、日本の性解放祭の性格の共通性はおのずと明らかであろう⁷⁾。

前近代社会では、未婚男女には性解放祭以外の日常生活においても非排他的性関係が公認されており、結婚には直結しない一時的性交渉としての性習俗が存在していた。日本の「ヨバイ」、イギリスの「バンドリング bundling」、ドイツの「キルトガング Kiltgang」、フランスの「宿貸し albergement」(娘が自分のベッドで若者と一夜を過ごす習俗)または「エスクレーニュ escraignes」(娘小屋)、ロシアの「ポシデルキ посиделки」(屋内での未婚男女の夜の集い)や「ホロヴォード хоровод」(屋外での夜の輪舞の集い)等は、いずれも共通した意味があり、その伝統的内容としては未婚男女の一時的性交渉を含む非排他的(婚外)性習俗を含意していたと言ってよい⁸⁾。

前近代的性習俗における性行動の基本的特質としては、女性の性行動が男性と同様に積極的であり、性的積極性の面で両性に本質的相違がなかったことが推測されている。

ストーンは中世から近代初期までの女性観として、「その移り気や性的高まりやすさなどによって、一夫一婦制の核家族にとって絶えざる脅威である」と見なされており、またオーガズム能力としては「女性には、性的昂奮のテンポを相手と合わせる男性の能力をはるかに凌ぐ、さまざまなオルガズムを満たす能力があるということはよく知られていた事実」であると指摘している⁹⁾。マクラレンは17世紀から19世紀の医学文献にあらわれる女性観を検討し、19世紀中葉のアクトン博士の性交観として「たいていの場合、女性の側には性的感情が停止していることに疑問の余地はない」という見解を紹介しつつ、「医学文献の叙述には、17世紀の性にたいする積極的な女性から19世紀の冷感症的女性への変化が見られる」と概括している¹⁰⁾。また日本の前近代的性習俗を検討した宮本常一、赤松啓介、瀬川清子の文献における叙述からも性行動にきわめて積極的な女性像が得られる。これらの女性観は前近代女性の性的態度と性行動の現実的反映として判断してよいであろう。なぜなら女性の性行動の積極性が欠如し、男女の自発的性行動の共通性が欠如していた場合、前近代独自の性習俗はおおよそ成立しえないと考えられるからである¹¹⁾。

前近代的性習俗の衰退は、性解放祭の衰退に次いで、残存した未婚男女の性習俗の形骸化・衰退として進行し、この過程は西欧で最も早期に進行し、次いでロシア、最後に日本という順で進行したと見てほぼ誤りはないであろう¹²⁾。

避妊、妊娠、中絶、出産にかんする諸行動として前近代的生殖様式について検討しよう。これらについて記述した資料はきわめてわずかで断片的なものでしかない。しかし次のような仮定は現実的な推定と判断してよいであろう。すなわち女性の婚外性交渉を含む自由な性行動の前提条件は、それによって女性が男性とくらべて重大な不利益を被らないことであり、具体的には婚外子出産が重大な不利益とはならないだけでなく、女性にとって身体的負担を伴う妊娠の自発的回避、とくにかならずしも低率ではなかった出産に

伴う死亡の危険性の自制的回避、すなわち女性の自制的行為としての避妊と中絶が容易であることである。なぜなら次節で検討するように、避妊・中絶が困難化した18・19世紀西欧では性解放祭は消滅し、未婚男女の性習俗も性交が排除され、制約された形態でしか存続できなかったからである。したがってここでは避妊・中絶にかんする断片的史料の存在をその広範な利用可能性と利用可能な選択肢の多様性を示すものとして検討しよう。

前近代的避妊としては、(1) 陰外射精または性交中断、とくに女性主導のもの、(2) 陰用タンポン利用と洗浄、(3) 長期授乳排卵停止の利用および生理周期利用などが文献史料的には知られている¹³⁾。(2)の方法は特殊な手段として売春婦のみに利用され、一般の利用はなかったと十分な根拠なしに推測されている。しかしこの推測には自制的生殖管理を日常的に行う売春婦とそれ以外の女性とを区別する近代的女性観の投影があるように思われる¹⁴⁾。

(1)の方法はルターなどの神学者によって「オナンの罪」として非難されたものである。イギリスで最初にこの行為を記述した14世紀の史料は、女性上位体位と推定される女性主導の陰外射精の記述である¹⁵⁾。近代初期の神学者達は「男性上位 missionary position」以外の体位、とくに女性上位を「自然」に反し、妊娠に結びつきにくい体位として執拗に非難したが¹⁶⁾、この非難の現実的背景としては女性主導の陰外射精または性交中断の広範な利用があったことが推測される¹⁷⁾。

(3)の長期授乳は前近代社会に一般に見られる育児様式であり、それは妊娠と出産の延長として生殖的行為の一環であると同時に、排卵の抑制による生殖管理としての意義もあった¹⁸⁾。生理周期利用にかんしては、排卵周期にかんする認識は欠如していたとはいえ、妊娠しにくい時期についてのある程度の経験的知識はあった¹⁹⁾。

前近代的の中絶としては、(1) 流産をもたらすための多様な身体行為、(2) 薬草や薬剤利用中絶、(3) 座薬や子宮への物理的手段利用中絶、(4) 中絶の一環としての「間引き」(嬰兒殺し)が知られている²⁰⁾。

妊娠の中断としての中絶行為にとって重要な意味をもつのは妊娠観と胎児生命観であり、胎児の生命の開始は「胎動」という妊婦自身の身体感覚にもとづいて捉えられていた。したがってそれ以前の中絶行為は「墮胎」²¹⁾ではなく生理不順という身体的不調にたいする生理回復行為として捉える余地があった。当時の医学的見解では性交による妊娠開始から4カ月頃に生命が宿るとされていたが、この生命観も妊婦の「胎動」生命観を迫認するものにしかなりえなかった。また流産と「墮胎」との境界線もあいまいであり、流産しても既婚女性の場合「墮胎」を疑われることはほとんどなかった。マクラレンによれば、「墮胎」が宗教上重大な罪とされながらも、多様な中絶手段が利用可能であったのは以上のような理由によっていた²²⁾。

(1)は、「妊娠」・「出産」が女性の多様な自律的行為を必要とするものであるという生殖観を前提し、その逆の行為が生殖管理(流産)効果をもつことが自覚された上での行為である²³⁾。避妊目的行為として性交直後に身体を激しく運動させて精液を排出するという行為も存在したが²⁴⁾、(1)の行為はいわばその延長上に位置づけられるものであろう。これは性行為から「妊娠」・「出産」までを自己の自律的身体行為の一連の過程として捉える生殖観のあらわれであると思われる²⁵⁾。この行為は個別的には完全な中絶効果がなかったとしても、社会的な人口再生産にとっては無視しえない要因となりうるであろう。

(2)は、子宮収縮や胚または胎児への直接作用による流産効果のある薬草や薬剤の利用であり、今日では出産促進剤としての利用以外の使用が禁止されている薬効を利用するものである。しかしピルが薬草の成分分析から開発されたように、今日では忘れ去られた薬効をもつ薬草もあったかも知れない²⁶⁾。

(3)の「間引き」を広義の中絶に分類する理由は、前近代的生殖(育児)様式とそれに結びついた乳児観を前提したものである。前近代的生殖(育児)様式では、乳児は母乳すなわち母体との結合なしには生存できず、また生存

の不確かな存在として、離乳による母体からの最終分離によって誕生する子供（人間）と胎児との中間的存在であったからである²⁷⁾。

前近代的避妊や中絶には、北京女性会議「行動綱領」でも指摘されているように、今日では忘れ去られた方法や技術があった可能性はある²⁸⁾。

前近代的生殖様式はその社会的条件があつてはじめて実現されうる。社会的条件として最も重要なものは、イギリスでは「ウィッカ wicca（賢女）」、ロシアでは「ズナハルカ（物知り女）」などと呼ばれる女性または伝統的産婆の存在である²⁹⁾。ウィッカは魔術的行為を含む身体的技術・技能の保持者であり、とくに生殖にかんする知識と技能の保持者・伝承者であつた。ウィッカを中心とした女性の生殖的相互扶助のネットワークは、男性の介入を排除した出産（または「間引き」）の介助だけでなく、女性主導の避妊・中絶技能の伝承・伝授の役割も果たしたと考えられる。このような賢女または伝統的産婆の存在は前近代社会に共通する社会的生殖様式である。

前近代社会に広範に普及していた養子制度および乳母制度は未婚女性出産の不利益化を緩和し、女性の生殖的自由を保障する社会的条件にもなつていたと考えられる。

前近代的生殖様式は、現代的概念で総括すれば、女性の自己身体管理権の一環として女性の「生殖権 reproductive rights」の保持を社会習俗や社会制度として保障するものであつた。女性の生殖権保持が男女対等の前近代的性習俗の存在の前提条件であつたとすれば、前近代的性習俗の存在自体は社会的実態としての女性の生殖権保持を裏書きするものである。前近代的性習俗の衰退が西欧では18世紀、ロシアではその後、日本では明治大正期に本格化したと推定できるとすれば、これはその時期までの女性の生殖権保持の存続という実態を示すものと判断してよいであろう。未開社会、古代、中世から近代初期まで存続した前近代的性習俗の存在は、女性が基本的に男性と等しい自己身体管理権を生殖権を含めて保持していたこと、生殖権はいわば女性の本源的な身体権の一環であつたことを示していると言える。

女性の生殖権保持は前近代的人口再生産とそれを前提した家父長制の小経営の再生産にたいし決定的な意義をもちうる。人口再生産様式にかんする資料の豊富なロシアを中心にこの問題について検討しよう。

農奴解放前ロシアでは未婚男女の労働形態として僕婢(トヴァローヴィエ:地主世帯住込み奉公人)の階層が存在しており、ドニエプル左岸地方の事例では、19世紀30年代から50年代にかけてこの階層は急増していた³⁰⁾。この階層の存在は西欧の独身奉公人と同じく、用役給付労働の存在を意味しており、この階層の量的変動は前近代的人口再生産様式の一環として人口調節機能を果たしうるものである。

これら独身奉公人の人口再生産抑制は性的禁欲によるものではない。同時代人として革命前ロシア農村の民俗学的研究を行ったセミョーノフによれば、地主農場で住込み労働を行う独身男性奉公人は夫不在中の既婚女性を含む女性奉公人と性交渉をもつ機会が多かったこと、農民の農場で働く独身男性奉公人も同様であったことが指摘されている。また春から秋に戸外で行われた「ホロヴォード」は最後にはカップルとして分散した性交渉に終ることが多かったが、そこには奉公人を含む未婚男女だけでなく、出稼ぎや兵役で夫が長期不在中の既婚女性も参加した。これらの性習俗の存在は、農奴解放後にも前近代的生殖管理が制約を受けつつも存続していたことを示している³¹⁾。

19世紀から20世紀初頭のロシアの家父長制的小経営の実態として人口再生産視点から注目される世帯は、子供の数が少ないか子供がいない世帯の経営実態である。チャヤノフは20世紀初頭の農民世帯の労働時間実態を調査し、働き手(18-60歳男女)数にたいする家族総人員数の比率で各世帯を分類した資料を作成している〔表1, 表2参照〕。年齢別人口構成から見て非働き手の比率の低い世帯は子供が少ないか、いない世帯にほぼ該当する。この資料で注目されることは被扶養者としての非働き手比率の低い世帯ほど労働時間を大幅に短縮していることであり、この比率の最も低い世帯群は最高労働時間世帯(216.0日)より100日以上も少ない労働時間である³²⁾。この世帯群は

表1. 被扶養者数別世帯の年間労働日（モスクワ州ヴォロコラムスク郡）

V/A		1.01-1.20	1.20-1.40	1.41-1.60	1.61以上
労働者 1人平均	年純収入 (ルーブリ)	131.9	151.5	218.8	283.4
	労働日数	98.8	102.3	157.2	161.3

注) 1) A: 家族員労働者(働き手)数, V: 家族総人員(消費者単位数換算)。

2) 総数25戸。

出所) チャヤノフ『小農経済の原理』大明堂, 1957年, 41ページ。

表2. 労働日と非労働日の年間平均比率

(単位: %)

地域	自己の農業経営に	其他の仕事に	以上計	家事労働	労働に利用されない日数	休日	計
ヴォログダ郡 (ヴォログダ州)	24.7	18.1	42.8	4.4	33.8	19.8	100.0
ヴォロコラムスク郡 (モスクワ州)	28.6	8.2	36.8	43.2		20.0	100.0
スタロベリスク郡 (ハリコフ州)	23.6	4.4	28.0	3.0	42.0	27.0	100.0

注) ヴォログダ郡の数値は原書自体に部分的誤りがあり, 総計100.8となる。

出所) チャヤノフ前掲書, 35ページ。

労働時間だけでなく収入も少なく, 将来の子供の増加と家族の拡大に備えた経営拡大のための蓄積(貨幣蓄積と現物蓄積)もほとんど行っていない世帯であると見てよい³³⁾。この世帯群の労働は自己の生計に必要な労働時間のうち, 次世代再生産労働を大幅に縮小し, また将来的にも次世代再生産の備えをもたない世帯が大部分である。チャヤノフが提示している別の地方の資料によれば, 労働時間を短縮した世帯は経営面積の少ない下層群に集中しており, とくに非労働日が多く, このような世帯が集中しているのは土地経営から事実上脱落しつつある5デシャチーナ(約5ヘクタール)未満播種階層である〔表3参照〕。この階層は, 19世紀末20世紀初頭の場合, 無役畜の結果, 請負耕作を導入する世帯が多く, 自己経営の外部での日雇い労働や出稼ぎや賃仕事などの多様な「チェルノラボーチエ」(日傭取り労働)に従事している

表3. ヤロスラブリ県ムィシュキン郡農民世帯

播種面積別	労働に利用されない 日数 (百分比: %)	
	男	女
デシャチーナ		
0-5	25	40
5-7	20	30
7-10	15	20
10-15	10	13

出所) A. В. Чайнов, Организация крестьянского хозяйства, М., 1925, стр. 36.

世帯が多い³⁴⁾。被扶養者数が少なく、非労働時間がきわめて多い世帯が、このような雇用労働に部分的に従事していたとしても、それを次世代再生産を前提した資本主義的賃労働世帯と同一視することは困難であろう。

チャヤノフは家族人員中の被扶養者比率が低い小規模世帯の存在をライフ・サイクル論的に解釈し、その後の家族規模と経営規模との比例的拡大の初発段階と想定しているが、この仮説を実証しうるような動態的資料の検討は行ってはいない。この問題について農奴解放前の資料によって検討しよう。

19世紀前半期ロシア中央農業地方の農民層には家族規模と経営規模との比例的な農民経営が支配的に存在し、チャヤノフの理論モデルにより適合的な階層関係が存在している。しかし各農民世帯の反復調査資料の分析によれば、チャヤノフのライフ・サイクル論的仮説が成立しがたいことが実証される³⁵⁾。この農民経営群において家族規模と経営規模との比例的関係を家族的要因の側面から保障しているのは、ライフ・サイクルの階層間移動ではなく、むしろ零細経営規模の最下層農(役馬1頭持以下層)の消滅すなわち世帯清算(絶家)である³⁶⁾ [表4]。

農奴解放前地主領農民(農奴)の人口は1830年代から50年代にかけて停滞化したが、検討対象の中央農業地方の4所領でも同様であった³⁷⁾。4所領では人口停滞化とともに男子働き手にたいする家族員数(総人口)の比率も著しく低下した [表5]。この比率の低下は、世帯清算頻度の高い最下層農の

表 4. 農民世帯の世帯清算率（中央農業地方）

（単位：％）

所有役馬数別階層	5 頭持以上	4-2 頭持	1 頭持以下	全 戸
ミ シ ノ 領 (1811-49 年)	10.3	28.8	100	21.6
ポクロフスコエ領 (1813-56 年)	25.0	38.0	72.4	39.4
ベトロフスコエ領 (1813-56 年)	21.0	32.3	71.4	35.1

出所) 拙著前掲書, 139 ページ。

表 5. 19 世紀前半期農民世帯の変化

	男子働き手 1 人当り 家族員数		役馬 1 頭持以下層の 全戸にたいする％	
(年)	(1817)	(1849)	(1817)	(1849)
ミ シ ノ 領	4.2	3.9	0.8	12.4
(年)	(1813)	(1856)	(1813)	(1856)
ポクロフスコエ領	4.2	3.7	12.8	20.1
(年)	(1818)	(1856)	(1818)	(1856)
ベトロフスコエ領	4.5	3.5	13.6	24.3
(年)	(1814)	(1849)	(1814)	(1849)
ブ ツ コ エ 領	4.5	3.7	18.3	38.5

出所) 拙著前掲書, 124, 132 ページ。

著しい増加を伴っており、この階層を含む男子働き手にたいする被扶養者数比率の低い世帯の増加の結果であると見てよい。

チャヤノフが提示している資料（表 1 と表 3）の地方は、いずれも農奴解放後耕地面積が縮小し、農業経営世帯数も相対的に停滞的地方である³⁸⁾。家族人員のうち被扶養者比率が著しく低い世帯群は、将来的に家族規模と経営規模とを拡大し上昇するような世帯を部分的には含みうるとはいえ、その多くは家族規模拡大への備えをもたず世帯清算へと向いつつある世帯と言ってよい。この世帯の経営実態は、土地経営から個人的に分離した独身奉公人と同じく、土地経営からの部分的分離すなわち経営縮小が人口再生産制限と世帯清算に帰結する傾向があることを示している。

このような、次世代の被扶養者数が著しく少なく、また労働時間も世帯収入も著しく少なく、次世代再生産労働を縮小・除外した世帯を「非再生産的世帯」と呼ぼう。

非再生産的世帯の存在は、前近代社会においては次世代再生産労働が経営実態によってきわめて変動的なものであること、次世代再生産労働を含む「必要労働時間」も従来の経済史学で事実上想定されていたような所与の固定的なものではなく、きわめて変動的なものであることを示している。このような次世代再生産労働を短縮または除外した労働を「非再生産的労働」、その担い手としての男女働き手を「非再生産的労働者」または「非再生産的直接生産者」と呼ぼう。

非再生産的世帯は、人口停滞的であった江戸後期(18世紀)日本の農村からも検出される。中部地方農村(美濃安八郡西条村)の人口再生産様式を検討した速水融によれば、下層農＝小作農は自己の生計で次世代再生産ができず、多くの子弟は近隣の町場や名古屋あるいは京・大坂へと出稼奉公人として他出したが、奉公人の多くは帰村せず、出稼先でも結婚せずに死亡することが多かった。また帰村結婚者の場合でも、晩婚の結果子供の数は少なかった。その結果としての下層農世帯の世帯清算(絶家)の欠損分は中・上層農出身者の下層移動によって補充された³⁹⁾。ここにも用役給付労働と結合した下層農における非再生産的世帯の存在とそれによる人口再生産制限の構造が存在している。

中世末から近代初期西欧では農村あるいは都市において用役給付労働者としての独身奉公人が多数存在したことは周知の事実である。独身奉公人の存在とその結婚までの期間の長さが、「晩婚」として現象した「北西ヨーロッパ型世帯形成システム」を基本的に規定していた⁴⁰⁾。また中世末から近代初期イギリスに大量に形成された「レイバラー labourer(日雇い)」や「貧民 pauper/poor man」あるいは「小屋住農 cottager」は世帯規模が小さく、2～4人程度の家族員数でしかなかった⁴¹⁾。このような下層階層はその大部分が次世代再生産を縮小し、世帯清算へと向かう可能性の高い世帯すなわち非再生産的世帯と見てよい。農村と都市における下層階層の恒常的存在は、下層世帯の人口再生産の結果というよりは、むしろ家父長制的小経営としての農

民世帯からの下層移動による補充の結果であると言える⁴²⁾。

農奴解放前および農奴解放後の人口や農業生産の停滞的地域のロシア、人口停滞期の江戸後期日本、および中世末から近代初期西欧の農村に共通して見出される人口再生産の特質は、家父長制の小経営から下層階層の非再生産的世帯、非再生産的世帯から用役給付労働者へと直接生産者男性が土地経営主体としての地位と条件を喪失するほど次世代再生産労働を必要労働から除外し、必要労働を縮小するという人口再生産構造の存在であり、家父長制的小経営から非再生産的世帯への移動、非再生産的世帯から用役給付労働者の分出という下層移動過程が根拠をもって推測されることである。非再生産的世帯と用役給付労働者（奉公人）による人口再生産制限は性的禁欲の結果ではなく⁴³⁾、むしろ男女の相対的に自由・対等な性習俗とその基礎としての女性の生殖権保持という前近代的生殖様式の存続を前提したものである。このような前近代的生殖様式が前提された場合、家父長制的土地占有とそれにもとづく家父長制の小経営は、剰余労働と次世代再生産労働との負担を前提した生殖（出産）行為を女性に強制し、剰余労働搾取関係の恒常化を可能にする唯一の形態であったことが、ロシア、日本、西欧の前近代的農村史の実態としても確認される。

ここでの検討の最後に「西欧型家族」を中世まで遡及させ、それを西欧社会の特殊性と捉える見解について補足的に検討しておこう。ラスレットなど一部の歴史人口学者は「単純家族」（核家族）世帯と「複合家族」（多核家族）世帯を典型的に区別し、前者を中世まで遡及させ、それを西欧型社会固有の特質として、非西欧型社会と典型的に区別している。

このような西欧型家族論にたいしてはフランスの社会史家などからの批判がある。アリエスは16世紀以降の教区簿冊にもとづく研究への集中傾向を批判し、中世を含む15世紀以前の家族史研究の不足とその研究の重要性を指摘しているが⁴⁴⁾、これはきわめて重要な批判である。なぜなら16世紀以降のみの家族史の研究では、家族の中世から近代への変化の特質を全体的に

表 6. 19 世紀ロシア農民世帯規模の変化 (中央農業地方)

ミシノ領 (リャザン県)	(年) 1817	9.5	(1849) 8.5	
ボクロフスコエ領 (リャザン県)	(年) 1813	7.9	(1856) 7.3	
ベトロフスコエ領 (タンボフ県)	(年) 1818	8.1	(1856) 6.4	
ブツコエ領 (タンボフ県)	(年) 1814	7.9	(1849) 6.8	
タンボフ県	(年)		(1850 年代末) 8.66	(1880-84) 6.63
リャザン県	(年)			(1881-87) 6.32
ヴォロネジ県	(年)		(1850 年代末) 9.56	(1884-91) 6.89

資料) 拙著前掲書, 81, 124 ページ。

把握することはできないからである。

ラスレットなどの西欧型家族論者の研究方法上の問題点は、家族史において長期持続的傾向をもつと考えられる要素——たとえば相続様式など——と短期的に変動しうる要素、とくに家族的物質生活の単位としての「世帯」とが十分に区別されていないことである⁴⁵⁾。18 世紀日本と 19 世紀ロシアでは、前者一子相続、後者均分相続という相続様式は持続的に継承されながらも、世帯規模はいずれも急速に縮小したが、この世帯規模の変化にたいして、ラスレットなどの西欧型家族論者は十分な検討を行っていない。

18 世紀中央部日本の歴史人口学的研究によれば、17 世紀の「大開墾」(耕地拡大による人口増加) 期における複合家族世帯から 18 世紀の人口停滞期の単純家族世帯への世帯規模の急速な縮小が生じたが⁴⁶⁾、19 世紀の中央部ロシアでも全く同様の変化が生じた。表 6 は 16~18 世紀に定住化 (植民) が行われ、その時期以降、耕地拡大と人口増加が進行し、19 世紀初頭には複合家族世帯が典型的に存在した中央黒土地帯にかんする資料である。1861 年の農奴解放前の資料は地主領農民 (農奴) のみの資料であり、1850 年代末から 19 世紀末の資料は複合家族世帯がより多く存在した旧国有地農民を含む資

料である。地主領農民（農奴）は19世紀30年代以降から19世紀中葉にかけて人口停滞化が生じたが、これは所領内の耕地の拡大限界に達したためである⁴⁷⁾。中央黒土地帯中央部の中央農業地方では農奴解放後には全地域的に耕地拡大限界に達したが⁴⁸⁾、この時期には旧国有地農民を含む全農民世帯で世帯規模の縮小が生じている。ラスレットは、複合家族残存率が相対的に高かった1849年ミシノ領のクラスノエ・ソバキノの一村のみにかんする資料から、全ロシアにおける複合家族世帯の支配および西欧型家族社会との社会的類型的相違という結論を導いているが、これは全く一面的な結論である。なぜなら19世紀以前に耕地拡大が停止し、農奴解放前から世帯規模が相対的に小さかった旧定住地帯（非黒土地帯）を含めた全ロシアの19世紀末の平均世帯規模は5～7人の範囲であり、男子働き手が1名しか存在しない世帯がロシアの全地方で支配的になったからである⁴⁹⁾。ラスレットの視野からは19世紀中央部ロシアの「大開墾」の停止と世帯規模の急速な縮小という変化が抜け落ちている。

18世紀日本と19世紀ロシアとでは農耕様式も異なり、また異なった相続様式が継承されていた。しかし「大開墾」とその停止による世帯規模の急速な縮小という変化は完全に共通しており、この変化をひとまず普遍的傾向として認めてよいであろう。フランドランは18世紀中央部日本（諏訪地方横内村）の世帯規模の縮小を普遍的傾向と認め、16世紀以前の西欧で生じた変化と共通したものと見ているが⁵⁰⁾、これは西欧中世の農業史や人口史および家族史研究の現段階では妥当な見解であろう。なぜならイギリスとフランスは、13世紀に至る中世の「大開墾」運動と人口増加、耕地拡大限界による人口増加の停止、および「大開墾」期の最大耕地面積の近代社会における耕地面積への継承という点で、日本およびロシアの農業史や人口史と共通した歴史を経験しているからである⁵¹⁾。

西欧、ロシアおよび日本の性・生殖様式の歴史および人口史と家族史における普遍的な事実を前提して『資本論』の「本源的蓄積」論の再検討を行おう。

前資本主義的生産様式の基礎として、直接生産者または労働者と生産手段、とくに土地との本源的統一または結合というマルクスの総括的特徴づけ⁵²⁾は、農村の家父長制的小経営が都市下層人口を含む直接生産者人口の再生産の基礎的条件であったことを実証しつつある最新の歴史人口学的研究によっても、その妥当性が再確認されていると言える。しかし前近代社会における家父長制的小経営の人口再生産の具体的条件を考慮すれば、直接生産者と土地との「結合」という論理は、両性関係を捨象した抽象的「人間」としての論理にすぎず、人口再生産＝生殖視点からの根本的な再規定が必要となる。

直接生産者と土地との「結合」様式には、男女間で根本的な相違があり、土地占有権を保障され、それにもとづいて家族成員にたいする命令権を有する直接生産者男性（家長）と、土地占有権を剝奪され、直接生産者男性との世帯形成（婚姻）によってのみ土地利用が承認される直接生産者女性との「結合」形態の根本的相違が内包されている。この相違は家父長制的小経営における人口再生産の本質的条件になっている。このように、女性の生殖権保持が前提され、したがって土地所有関係によってのみ女性の生殖（出産）行為の間接強制が可能となるような生殖強制様式を「土地占有的生殖強制」と呼ぼう。この場合、男性家長の土地との「結合」形態としての土地占有権は労働条件であるだけでなく、生殖強制条件ともなっており、これが家父長制的女性支配と剰余労働の担い手としての直接生産者人口再生産との基礎的条件となっている。

『資本論』の「本源的蓄積」論における直接生産者と土地（生産手段）との「分離」論も、両性関係を捨象した抽象的「人間」の視点からのみ検討され、人口再生産＝生殖視点による検討が欠落している。しかし前近代的生殖様式が存続している西欧、ロシア、日本の農村史に共通する歴史的事実が示していることは、直接生産者男性の土地経営からの事実上の「分離」すなわち土地経営の縮小は非再生産的労働と非再生産的直接生産者をもたらすのみで、人口再生産可能な世帯およびそれを前提した人口再生産的 direct 生産者の土地

からの分離をもたらすことはできないということである。この歴史的事実は、人口再生産可能な賃労働世帯の形成には、新たな人口再生産＝生殖様式の創出が不可欠であることを実証している。次節では、近代化過程とそれを前提した近代社会における人口再生産＝生殖様式の歴史的検討を中心に、「本源的蓄積」論の再検討を行おう。

〔注〕

- 1) ロシアは、本源的蓄積の『『歴史的宿命』は、はっきり西ヨーロッパ諸国に限定されている』（「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」というマルクスの周知の指摘との関連で問題となる地域であるが、これは「ロシア革命」の可能性にもとづく可能性判断の問題であることは草稿の記述から確認される。この指摘は第1節引用文②の世界史的本源的蓄積論と矛盾するものではない。第一次資料にもとづくマルクスのロシア研究は共同体や土地所有の研究のみではなく、資本主義的賃労働雇用関係の分析を含む包括的研究が試みられていた。マルクス『資本主義的生産に先行する諸形態』大月書店、1963年、129-130ページ、マールイー『『資本論』と統計』大月書店、1980年、254-260ページ参照。また植民地地域や帝国主義的支配を受けた地域は前近代的性・生殖様式と人口再生産の自律的特質の検討対象としては適当ではない。
- 2) 小経営の分析には「前近代」的小経営と「近代」的小経営の区別が決定的に重要である。中村掲掲『近代世界史像の再構成』、174-191ページ。
- 3) ユ・イ・セミョーノフ『人間社会の形成』（下）、法政大学出版局、1971年、65-66ページ。なおルーベンス『フランドルの祭』（17世紀前半）にはこの種の祭が描かれている。フックス『風俗の歴史』（1）、角川書店、1968年、25、31-32ページ。
- 4) フレイザー『金枝篇』（1）、岩波書店、1951年、263ページ。
- 5) 宮本常一『忘れられた日本人』未来社、1971年、184-186ページ。
- 6) 安田徳太郎『人間の歴史』1、光文社、1951年、217ページ、佐佐木信綱『評釋萬葉集』巻三、六興出版社、1950年、（巻九、1759）、380ページ。
- 7) セミョーノフは、フィジー諸島の成年式や割礼式に伴う性解放祭について、「この祭の最中は男女とも現実離れのした衣服をまとい、このうえなくきわどい文句をたがいに浴びせあって、誰憚るところなく公然と、また、いっさいの規則を無視してしかも全く無差別に性交渉を行っていた」と指摘し、未開社会で同種の祭の存在が確認されている地域を、オーストラリア、オセアニア、アジア、アフリカ、アメリカについて1ページ半にわたって列挙している（セミョーノフ掲掲書、63-64ページ）。マリノウスキー『未開人の性生活』新泉社、1971年、191-194ページも

参照。なお性解放祭の存在は既婚者の非排他的(婚外)性関係の日常生活におけるある程度の許容慣行をも推測させるものである。中世ドイツ慣習法(『ヴァイスチューマー』)の不妊の妻にたいする夫以外の他者生殖の要請は極端な例であるとしても、婚外性交渉の容認を推測させる(フックス前掲書, 71-72 ページ)。エマニュエル・ル・ロワ・ラデュリ『モンタイユ』(上, 刀水書房, 1990年, 231-270 ページ, 同(下), 1991年, 263 ページ)には内縁関係や婚外性関係を容認する14世紀初頭ピレネーの村落の実態が示されている。赤松啓介『非常民の性民俗』明石書店, 1991年, 同『夜這いの性愛論』明石書店, 1994年には大正昭和初期の既婚女性を含む婚外性交渉を容認する性慣行が叙述されている。ここで提示したいことは、性解放祭がどの地域でも例外なく存在したということではなく、非排他的(婚外)性交渉を一定の様式の下で許容する性俗習のいわば頂点的な習俗として性解放祭が位置づけられるであろうということである。

- 8) 瀬川清子『若者と娘をめぐる民俗』未来社, 1972年, 赤松前掲『非常民の性民俗』, ストーン『家族・性・結婚の社会史』勁草書房, 1991年, 524-528 ページ, ジャン=ルイ・フランドラン『性と歴史』新評論, 1987年, 115, 342-345, 348-361 ページ, ジャック・ソレ『性愛の社会史』人文書院, 1985年, 33-34 ページ, Olga Semyonova Tian-Shanskaya, *Village Life in Late Tsarist Russia*, Indiana University Press, 1993, pp.51-61, M. M. Громыко, *Традиционные нормы поведения и формы общения русских крестьян XIX в.*, М., 1986, стр.161-172, 236-249, Christine D. Worobec, *Pesant Russia*, Princeton University Press, 1991, pp.128-150, Barbara Alpern Engel, *Peasant Morality and Pre-marital Relations in Late 19th Century Russia*, *Journal of Social History*, vol.22 no.4, pp.700-701, N. ワース『ロシア農民生活誌』平凡社, 1985年, 133-152 ページ。「私生児」出生率などから17世紀以前の西欧の未婚男女の性交渉は排除されていたと見るショーターなどの見解にたいし, フランドランは17世紀と18世紀フランスの婚前妊娠の内容分析によって, 17世紀以前の伝統的性習俗には性交を含む一時的性交渉があったこと, 近代化過程で未婚男女の性習俗の抑圧と形骸化が進行したことを示して批判している(前掲書, 115, 333-336, 348-355 ページ, エドワード・ショーター『近代家族の形成』昭和堂, 1987年, 83-112 ページ)。イギリスのバンドリングにも婚前妊娠の状況から同様の変化があったと見てよい(ストーン前掲書, 528-532 ページ)。ロシアの未婚男女の性習俗では, 農奴解放後の中央部ロシアでは未婚男女の性交渉は制約されていたとされるが, 古い伝統を維持していたと考えられる北部ロシアでは未婚の娘が性交渉のために家族と離れて寝るという習俗があったこと, 未婚女性の妊娠にたいする肯定的見方もあったこと(Worobec, *op. cit.*, pp.138, 142), 中央部ロシアでも19世紀末の民俗学的調査への回答として, 通信員(農民)が自己の若い頃の体験的回

想として娘の両親が寝ているそばで娘と一晚過ごしたという習俗（日本の「ヨバイ」やフランスの「宿貸し」と共通する習俗）を報告していること（Engel, *op. cit.*, p.701）から見て同様の変化があったと推定される。ロシアの聖人祝祭日に行われるポシデルキヤホロヴォードは、女性もウォッカを飲むことが許され、性的遊びとして無礼講的行為が許されていた（Громько, указ. соч., стр.242-243）。これには古い性解放祭の伝統の継承があると思われる。日本の伝統的性習俗の場合、初潮があった少女や少年にたいする性の入門儀式として年配者による実践的性教育（少女の「アナバチワリ」「コシマキ祝い」、少年の「フンドシ祝い」）も行われていた（瀬川前掲書、125, 416, 512 ページ、赤松前掲『非常民の性民俗』、85-100 ページ）。

- 9) ストーン前掲書、413-414 ページ。
- 10) アンガス・マクラレン『性の儀礼』人文書院、1989 年、52-54 ページ。
- 11) これは両性のセクシュアリティの発達過程とも深くかかわっているように思われる。前近代農村社会の子供は、大人の性行為や家畜の交尾などを見る機会が多く、子供期から男女の性的遊びを経験することが多かった（フランソワ・ルブラン『アンシャン・レジーム期の結婚生活』慶應義塾大学出版会、2001 年、118 ページ、宮本前掲書、100-102 ページ）。また赤松啓介は子供期の性的遊び関係と少年少女期の性交渉との連続性について体験的に報告している（赤松啓介『夜這いの民俗学』明石書店、1994 年、50-51 ページ）。このような子供期を含めた両性の性的体験とセクシュアリティ発達の共有性は、青年・成人期の両性の性行動の共通性とそれを基礎とした前近代的性習俗の前提条件となっていたと考えられる。
- 12) 18 世紀以降の西欧と 19 世紀ロシアの未婚男女の性習俗にかんする事実認識としてはある程度共通した認識はあるが、その歴史的 성격にかんしては定説は存在しない。ショーターなどのように未婚男女の性交渉の近代的発生説（ショーター前掲書、83-112 ページ）とフランドランのような前近代的性習俗の衰退的残存説とが対立している。しかし前近代日本における性解放祭とヨバイ習俗の存在、明治期における性解放祭の先行的衰退、および大正昭和初期におけるヨバイ習俗の衰退の過程と比較しつつ、ロシアを含む前近代ヨーロッパの性解放祭の広範な存在とその衰退をセミヨーノフと同様に承認した場合、フランドランの見解を妥当なものとして認めることができる。フランドランやセミヨーノフの見解には前近代社会の性習俗と生殖様式にたいする幅広い視野があるが、ショーターの見解にはそれが欠落している。
- 13) シャーリー・グリーン『避妊の世界史』講談社、1974 年、95-109, 143-154, 176-180 ページ、N. ハイムズ『受胎調節の歴史』河出書房新社、1957 年、13-14, 63-89, 106-107, 142-156 ページ、マクラレン前掲書、108-110, 116-117, 121-123, 127-147, 155-156 ページ、フランドラン前掲書、139-156, 190-194 ページ、

メアリ・ブライア『結婚・受胎・労働』刀水書房, 1989年, 35-70ページ, ミレイユ・ラジュ『出産の社会史』勁草書房, 1994年, 59-60, 90-92ページ, ラデュリ前掲書(上), 261-264ページ, リグリー『人口と歴史』筑摩書房, 1982年, 136-140ページ。

- 14) 日本の伝統的生理処理法はタンボン(つめもの)式であったが, 大正昭和初期の「処女」(杉田玄白の翻訳語)価値観の一般化とともに生理帯や下着着用を前提するナプキン式に転換された。ヨーロッパの伝統的生理処理法も同様であったとすれば, タンボン利用や洗浄は日常的生理処理技術の延長として捉えることができる。1920年代の日本の事例では売春婦ではない既婚女性が避妊目的で桶の水で膣を洗浄する行為や木綿綿(生理処理に使用された)を挿入する行為などが存在していた(藤目ゆき『性の歴史学』不二出版, 1998年, 139ページ)。タンボン(つめもの)式生理処理法は下着着用が生活習慣が欠如した伝統社会では一般的な方法であったと思われる(川村邦光『オトメの身体』紀伊國屋書店, 1994年, 108-252ページ参照)。タンボン利用避妊はヨーロッパや日本を含め広く見られる方法であり, 薬剤利用を含む洗浄法も古くから行われ, 指で尿を膣内に導く洗浄行為も知られていた(ハイムズ前掲書, 13-14, 72ページ, グリーン前掲書, 82-109, 143-155ページ, ラデュリ前掲書(上), 263ページ)。フランドランはタンボン利用や尿で精液を流し出す行為の存在を近代初期史料から指摘しているが, これらの行為を主として売春婦に限定している(J. L. フランドラン『フランスの家族』勁草書房, 1993年, 322ページ)。しかしこれはやや一面的評価である。1670年代の上流社会では婚内性交でも注水器(ビデ)の利用が普及していたことを示唆する史料があるからである(マクラレン前掲書, 117ページ)。これは特殊用具を使用しない膣洗浄の可能性をも示唆するものである。
- 15) ガッデスデンのジョン(1280-1336年)の著作の記述では「女たちに『さっとうしろに身を引くこと, または交わりの直後のあまりに唐突な身動き』の罪深さについて警告がなされている」(マクラレン前掲書, 136ページ)。近代初期フランスのイエズス会神学者サンチェスは姦通の場合の男の膣外射精がとがめられないのと同様, 「姦淫中の女が, 犯しつつある罪への後悔に導かれて, 男の種液を受けないために肉体を逸らしてもとがめだてられはしない」と記述している(フランドラン前掲『性と歴史』, 152ページ)。なおマクラレン前掲書, 108, 144ページも参照。
- 16) ストーン前掲書, 419ページ, マクラレン前掲書, 145-146ページ, フランドラン前掲『性と歴史』, 145-147, 160-161, 409-412ページ。
- 17) マクラレン前掲書, 143-146ページ。
- 18) ブライア前掲書, 35-70ページ, マクラレン前掲書, 121-128ページ。
- 19) マクラレン前掲書, 128-130ページ。

- 20) グリーン前掲書, 168-180, 237-246 ページ, マクラレン前掲書, 112-113, 160-201 ページ, フランドラン前掲『性と歴史』, 193-217 ページ, ラジェ前掲書, 91-92 ページ, Semyonova, *op. cit.*, pp.57-59, 沢山美果子『出産と身体の近世』勁草書房, 1998 年, 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房, 1989 年, 65-69 ページ。
- 21) 前近代的妊娠観およびその中断行為と現代的妊娠観およびその中断行為との社会的意味の相違を考慮し, 「胎児(生命)」への特有の観念を前提した中断行為を「墮胎」, 妊娠中断行為一般を「中絶」とする。
- 22) マクラレン前掲書, 192-199 ページ。前近代日本でも「胎児」形成を妊娠5か月頃(ヨーロッパ基準で4か月)と見ており, それ以前を「胎児」とは捉えなかった。沢山前掲書, 54-57, 114-118, 263-270 ページ。
- 23) マクラレン前掲書, 60-102, 107, 170-176 ページ。
- 24) グリーン前掲書, 67-73 ページ, ハイムズ前掲書, 66-67 ページ。
- 25) マクラレン前掲書, 162, 170-171, 181-182 ページ参照。
- 26) グリーン前掲書, 176-180 ページ, マクラレン前掲書, 135-136 ページ。
- 27) フランドラン前掲『性と歴史』, 200-224, 278-291 ページ, ラジェ前掲書, 181-182, 188-189, 284-290 ページ, 沢山前掲書, 54-57, 149-156 ページ, 落合恵美子『近世末における間引きと出産』『ジェンダーの日本史』(上), 東京大学出版会, 1994 年, 436-438 ページ。フランドランは出産中または出産後の事故死(「窒息死」届)形態の中に間引き(嬰兒殺し)があったこと, また嬰兒遺棄も広義の間引きに含められると指摘している。また日本では胎児を母胎内で自ら母乳を飲む存在と捉えていたところに胎児と乳児との連続観があらわれている。落合恵美子は妊娠後期中絶と嬰兒殺しを「間引き」として統一的に捉える試論を提示している。
- 28) 「北京宣言及び行動綱領」第109項(b), (j) (『第4回世界女性会議及び関連事業報告書』総理府男女共同参画室, 1996 年, 101, 102 ページ)。ハイムズ前掲書やグリーン前掲書でも指摘されているように未開社会にも多様な生殖管理があった。今日存在しない未開社会特有の生殖管理法に性器加工があり, これは生殖管理の歴史的起源の古さを推測させるものである。オーストラリア原住民の場合, 男性の成人儀式として男性器尿道切開の習俗があったが, これは陰洗浄の困難な状況にも適合した生殖管理(陰外射精)法と見てよいかも知れない。マイクロネシアの母系制社会の場合, 女性の小陰唇拡張という性器加工が行われたが, これはこの社会特有の非挿入的「性交」様式に適合したものである。グリーン前掲書, 218-219 ページ, ハイムズ前掲書, 40-48 ページ, 須藤健一『母系社会の構造』紀伊國屋書店, 1989 年, 85-88 ページ。
- 29) 以下ラジェ前掲書, 125-197 ページ, マクラレン前掲書, 176-178 ページ, 落合

- 前掲『近代家族とフェミニズム』, 37-39, 62-69 ページ, ワース前掲書, 242-243 ページ, マギー・ハム『フェミニズム理論辞典』明石書店, 1999 年, 343-344 ページ。
- 30) 松村岳志「右岸ウクライナにおける領地台帳改革 (1847-48 年) の歴史的意義」『社会経済史学』第 61 巻第 6 号, 1996 年, 32-33 ページ。
- 31) Semyonova, *op. cit.*, pp.52-54, 57-59. 同時代人女性として農村習俗を観察し, 聞き取り調査したセミョーノワの叙述によれば, ウォロベック (Worobec) やグロムニコ (Громыко) の叙述のように既婚者の監視の下での未婚男女の制約された性的遊びより自由な性行動の様子が描かれている。この相違は地域的相違だけではなく, 前近代の生殖管理様式の衰退による未婚女性の個人的性行動の相違をも反映しているように思われる。前近代の生殖管理の存続状況にかんしては, 栽培されている中絶用薬草 (ビヤクシン) の無断使用の黙認, 地主農場主夫人の中絶薬草の成分醸造と農場女性奉公人への譲渡, 村で年 1~2 件程度発生する母親不明の嬰兒殺しにたいする村人や村の司祭の黙認などが指摘されている。
- 32) チャヤノフ『小農経済の原理』大明堂, 1957 年, 38 ページ。年平均労働日数〔表 2〕から, 「家事労働」日を一律に 4% (14.6 日) と仮定すると最高労働時間世帯は労働日 231 日 ($216.0 + 14.6 = 230.6$), 休日 73 日 (20.0%), 「労働に利用されない日」61 日となる。最低労働時間世帯群は労働日 113 日 ($98.6 + 14.6 = 113.4$), 休日 73 日, 「労働に利用されない日」179 日 (うち最高労働時間世帯より過小分 118 日, 残り 61 日) となり, 労働日は最高労働時間の半分程度である。なおロシア農村の祝祭休日は同時期の西欧農村とくらべて著しく多かった。ワース前掲書, 133 ページ。
- 33) 自己経営拡大には役畜を含む家畜増加が不可欠であり (家畜は農具その他の労働手段に比べて著しく高価), それは貨幣蓄積による成畜購入か現物蓄積としての幼畜飼養かのいずれかで行われていた (拙著『ロシア農業発達史』御茶の水書房, 1994 年, 159-168 ページ)。なお労働時間短縮世帯は保有家畜も少なく, 養畜労働も大幅に短縮していると推定される (チャヤノフ前掲書, 38 ページ)。
- 34) 拙著, 13-39 ページ。
- 35) 拙稿「19 世紀初頭ブツコエ領農民世帯の変動構造——個別世帯の階層移動の検討——」経済史研究会編『欧米資本主義の史的展開』思文閣出版, 1996 年。
- 36) 同, 278 ページ, 拙著前掲書, 138-140 ページ。世帯清算は 20 世紀初頭にもなお見られる現象である。拙著前掲書, 49 ページ。
- 37) И. Д. Ковальченко, Крестьяне и крепостное хозяйство Рязанской и Тамбовской губерний в первой половине XIX века, М., 1959, стр. 168. А. Г. Вишнеvский, Врачность, рождаемость, смертность в России и в СССР, М., 1977, стр. 174-176.

- 38) 拙著前掲書, 74, 370 ページ。
- 39) 速水融『歴史人口学の世界』岩波書店, 1997年, 177-219 ページ。複合家族世帯が多い江戸後期(18世紀)東北農民層にも非再生産的世帯は存在する。持高の少ない下層農ほど家督継承なしに絶家する比率が高く, 最下層農(持高なし)では8割が絶家している。速水融編著『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房, 2002年, 106 ページ。
- 40) J. Hajnal, Two Kinds of Pre-industrial Household Formation System, in *Family Forms in Historic Europe*, Cambridge University Press, 1983, p.69.
- 41) Peter Laslet, *The World We Have Lost*, Routledge 1988, pp.14-16, 30-39, 64-80, ラスレット前掲書, 22-24, 45-50, 89-112 ページ。「レイバラー」や「小屋住農」の世帯規模を平均3.5人としたグレゴリー・キングの見積りは妥当なものであった。フランスの下層世帯も同様と見てよい。フランドラン前掲『フランスの家族』, 79-87 ページ。
- 42) リグリー前掲書, 108, 114 ページ。ラスレット前掲書, 29-30, 54, 72, 107-108 ページも参照。
- 43) フランドラン前掲『性と歴史』, 155, 414-415 ページ。
- 44) フィリップ・アリエス『〈子供〉の誕生』みすず書房, 1980年, 16 ページ。
- 45) ビーター・ラスレット『ヨーロッパの伝統家族と世帯』リポレポート, 1992年, 41-60, 119-120 ページ。エマニュエル・トッド『新ヨーロッパ大全』(藤原書店, 1992・1993年)は, 16世紀以降のヨーロッパ内部の地域別家族類型の多様性を明らかにした点で意義があるが, 「世帯」規模を非変動的要素として家族類型化要因に導入し, 「世帯」規模による地域別類型化を行っている点で研究方法はラスレットと同様である(I, 40-47 ページ)。なお世帯規模変動にかんし, フランドラン前掲『フランスの家族』, 118-128 ページ参照。
- 46) 速水前掲『歴史人口学の世界』, 130-158 ページ, 同『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社, 13-17 ページ。17世紀日本の耕地拡大と人口増加の規模は, 13世紀に至るフランス中世の「大開墾」運動に匹敵するものであった。
- 47) 拙著前掲書, 170-183 ページ。
- 48) 同, 349-352, 371 ページ。
- 49) 同, 81 ページ。
- 50) フランドラン前掲『フランスの家族』, 80-82 ページ。
- 51) 拙著前掲書, 344-358 ページ。
- 52) 『資本論』I, 934-936 ページ, 同II, 44 ページ, 『全集』第26III巻, 547-548 ページ。